子育て支援及びシニア支援制度実施要領

（趣旨）

第１条　鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）は，公社が定める公社分譲団地（以下「対象団地」という。）において宅地を購入する子育て世帯，シニア世帯，シニア同居世帯（以下「対象者」という。）に対し，少子高齢化の進行の中で今後の子育てやシニアの生活を応援するとともに団地の販売促進を図るため，土地購入費の一部を譲渡価格から減額する。

（対象団地）

第２条　対象団地は，次の各号に掲げる団地とする。

(1)　妙円寺団地（日置市伊集院町妙円寺）

（対象者の条件）

第３条　対象者は，対象団地において公社から宅地を購入する者で，かつ，土地売買契約の締結の日に次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)　子育て支援の対象者

18歳未満の子どもがいる世帯の者（現に妊娠中であり，母子手帳を所持する者を含む。）

(2)　シニア支援の対象者

ア　55歳以上の者が入居する世帯の者

イ　公社から購入する宅地に建てる住宅に55歳以上の者が同居する世帯の者

（減額する額）

第４条　減額する額は対象者が申込する宅地の譲渡価格の５パーセント相当額とし，売買代金は譲渡価格の95パーセント相当額（千円未満の端数切捨て）とする。ただし，対象者が前条第１号及び第２号のいずれにも該当するときは，譲渡価格の10パーセント相当額を減額し，売買代金は譲渡価格の90パーセント相当額（千円未満の端数切捨て）とする。

（支援制度の適用手続き）

第５条　本制度の適用を受けようとする者（以下「申込者」という。）は，公社との間で土地売買契約を締結するときまでに，支援該当申告書（別記様式）に次の書類を添えて，公社に提出するものとする。

(1)　入居予定者全員の住民票（続柄がわかるもの）（写し可）

(2)　かごしま子育て支援パスポートの写し（交付を受けている方のみ）

(3)　現に妊娠中である場合は，母子手帳の写し

２　第３条第２号イであると申告した者は，公社から購入する宅地に建てる住宅に入居後に，入居者全員の住民票（続柄がわかるもの）を提出しなければならない。

３　公社は，第１項の規定による支援該当申告書又は前項の規定による住民票が適正であると認めたときは，支援該当申告書又は住民票を受理するものとする。

（支援制度による売買代金の決定）

第６条　公社は，前条第３項の規定により支援該当申告書を受理したときは，第４条に規程する売買代金での土地売買契約の手続きを進めるものとする。

（支援金の返還請求）

第７条　公社は，対象者が次の各号のいずれかに該当するときは，譲渡価格と売買代金の差額分（以下「支援金」という。）を請求することができる。

(1)　第３条に定める対象者の条件に該当しなかったとき

(2)　提出書類に虚偽の事項を記載し，又は不正な行為があったとき

（調査）

第８条　公社は，支援制度の適用に関し必要があると認めるときは，対象者に対し，報告を求め，当該支援金の適用に係る必要な調査を行うことができる。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか，支援の適用に関して必要な事項は別に定める。

附則

１　この要領は，令和５年４月１日から施行する。

２　この要領の適用期間は，令和５年４月１日から令和６年３月３１日までとする。

（別記様式）

令和　　年　　月　　日

鹿児島県住宅供給公社
理事長　　様

（公社宅地購入者）
住所

氏名　　㊞

子育て世帯
シニア入居世帯　支援該当申告書

私は，　子育て
シニア入居　世帯に該当することを申告します。

なお，子育て支援及びシニア支援制度実施要領を理解した上で，申告内容に虚偽がないことを誓約します。

記

購入する宅地					
入居予定者	氏名	続柄	生年月日	年齢	備考

添付書類

- 入居予定者全員の住民票（続柄がわかるもの）（写し可）
- かごしま子育て支援パスポートの写し（交付を受けている方のみ）
- 妊娠中の方は，母子手帳の写し